

令和 7 年 2 月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和 7 年 2 月 7 日（金）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 5 0 分まで

○場 所 相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（請願第 1 号） 中学校における自衛隊の「職場体験学習」を見直し、中止を求める請願について

日程第 2（議案第 1 号） 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（学校教育部）

日程第 3（議案第 2 号） 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 4（議案第 3 号） 相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について（市民局）

日程第 5（議案第 4 号） 相模原市学校給食費調整基金条例について（教育局）

日程第 6（議案第 5 号） 相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 7（議案第 6 号） 令和 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 7 号）について（教育局）

日程第 8（議案第 7 号） 令和 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 8 号）について（教育局）

日程第 9（議案第 8 号） 令和 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について（教育局）

日程第 10（議案第 9 号） 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 11（議案第 10 号） 相模原市立小中学校等公文書管理規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 12（議案第 11 号） 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について（教育局）

4. 報告案件

日程第13（報告第2号） いじめ重大事態に係る事案の発生について（学校教育課）

日程第14（報告第3号） 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果・分析について（教育センター）

○出席者（5名）

教 育 長	鈴 木 英 之
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員	平 岩 夏 木
委 員	白 石 卓 之
委 員	宇田川 久美子

○欠席者（1名）

委 員	岩 田 美 香
-----	---------

○説明のために出席した者

教 育 局 長	河 崎 利 之	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	有 本 秀 美
学 校 教 育 部 長	農 上 勝 也	生 涯 学 習 部 長	鈴 木 秀 太 郎
スポーツ・文化担当部長	齋 藤 みゆき	教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	沖 本 健 二
教育総務室総括副主幹 （総務企画班）	的 場 秀 剛	教育総務室総括副主幹 （人事給与班）	角 田 直 樹
教育総務室主査	土 屋 智	教 育 局 参 事 兼 学 務 課 長	宮 澤 正 樹
学 校 給 食 課 長	高 尾 将 治	学校給食課総括副主幹 （給食経理班）	吉 成 弘 枝
学 校 教 育 課 長	三 谷 将 史	学校教育課総括副主幹 （企画指導・支援班）	中 島 哲 郎
学校教育課総括副主幹 （人権・児童生徒指導班）	西 内 一 裕	学校教育課指導主事	藤 原 啓
学校教育課指導主事	中 里 勝 也	学校教育課指導主事	林 幹 夫
教 職 員 人 事 課 長	辻 野 宏	教職員給与厚生課長	浅 川 路 子
教職員給与厚生課担当課長 （給与班）	土 屋 光 一 郎	学 校 保 健 課 長	丸 小 野 美 紀
学 校 施 設 課 長	布 川 享	教育センター所長	奥 津 光 郎

教育センター総括副主幹 (研究・研修班)	表 木 誕	教育センター指導主事	鈴 木 雅 哉
青少年相談センター所長	折 原 奈 帆	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松 本 隆 人
生涯学習部参事 文化財保護課長	天 野 由美子	図 書 館 長	宮 下 成 実
橋 本 図 書 館 長	原 幸 治	生涯学習部参事 兼博物館長	並 木 さとみ
スポーツ推進課長	加 藤 千恵子		
○事務局職員出席者			
教育総務室主査	栗 原 明 伸		

口 開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和 7 年相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で定足数に達しております。

なお、本日、岩田委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と宇田川委員を指名いたします。

本日、撮影及び録音に係る許可申請が提出されております。傍聴規則第 7 条の規定に基づき、いずれも認めることといたしますが、撮影につきましては会議冒頭のみに許可いたします。

それでは撮影をお願いいたします。

(撮影)

◎鈴木教育長 それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程 2、議案第 1 号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程 1 3、報告第 2 号、「いじめ重大事態に係る事案の発生について」まで、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 2 から日程 1 3 までは公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

口 中学校における自衛隊の「職場体験学習」を見直し、中止を求める請願について

◎鈴木教育長 はじめに、日程 1、請願第 1 号、「中学校における自衛隊の「職場体験学習」を見直し、中止を求める請願について」を議題といたします。

本件についてですが、令和 7 年 1 月 2 8 日付で、「自衛官募集名簿提出問題を考える会」より請願書の提出がありましたので、相模原市教育委員会会議規則第 1 2 条の規定に基づき、会議内で審議し、採択、不採択を決定いたします。

なお、請願者より意見陳述をしたいとの申し出がありましたが、書面により要旨が把握

できるので、陳述については認めないことといたします。

質疑に入る前に、事務局より本件に関する説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、事務局より説明をお願いいたします。

○三谷学校教育課長 請願書の要旨につきましては、自衛隊は国の防衛を主任務とし、命のやりとりをする戦場が職場であり、他の職業と同列視することはできない。したがって、当該施設での職場体験は、平和な国家及び社会の形成者を育てるものとは思えないことから、職場体験の受入先のリストからの除外及び自衛隊での職場体験の中止を請願されたものです。

本市中学生の職場体験は、様々な職場で実際の仕事を体験する中で、勤労の喜びや厳しさを体験しながら実社会に触れることで、働くことの大切さや尊さを実感し、自分の生き方について考えるきっかけとすることをねらいとしています。

本市では、「さがみはら中学生職場体験支援事業」において、自衛隊を含む職場体験の受入先のリストを提供しており、各学校で体験先の選定時に活用しています。

今年度は市内３６校のうち、校外での職場体験を計画した学校は３２校あり、１２月までに２９校が実施を終了しています。ほかに、校内での体験を含む職業講話が３校、校外施設での体験が１校でございます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 自衛隊での職場体験というのは、どのような活動をされているものなのか。また、そこに行った子どもたちは、どのような感想を持ったのか、教えていただけますでしょうか。

○三谷学校教育課長 まず、自衛隊は主に災害への支援や救命を行っておりまして、学校からも、災害時の支援活動や救命活動など安全かつ教育的な内容であったとの報告を受けています。

自衛隊におきましても、他の事業所と同様に、職場体験のねらいに即した体験が行われていることと認識しております。

また生徒からの感想としましては、働くということは、誰かのために行うということであるとか、自分の良さを生かして人を支えることができる職場であったという感想がござ

いました。

◎小泉教育長職務代理者 具体的にどんな場所で職場体験が行われているのでしょうか。

○三谷学校教育課長 座間駐屯地や厚木基地でございます。

◎平岩委員 改めて伺いたいのですが、体験先というのはどのように決定しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○三谷学校教育課長 体験先ですけれども、生徒自身が教育委員会の作成したリストですとか、学校が独自に開拓した事業所の中から選びまして、体験先を決定しています。

また、実施に当たりましては、保護者の承諾を得ているところでございます。

◎宇田川委員 実際に、今年度ですけれども、自衛隊で職場体験をした学校は何校あったのでしょうか。

○三谷学校教育課長 現時点で、職場体験を実施した中学校は29校ですけれども、29校中6校で実施をしております、84名が職場体験を行っております。

◎小泉教育長職務代理者 請願にあります自衛隊を職場体験のリストから除外するというのと、あと自衛隊の職場体験を中止するという点については、事務局としてはどのような考えなのか教えてください。

○三谷学校教育課長 職場体験ですけれども、キャリア教育の推進の一環としまして、勤労・職業観を育成することをねらいとしまして、地域における職場体験を通じて、勤労の喜びや厳しさを経験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりしているものでございます。

自衛隊におきましても、ねらいに即した体験が行われ、体験した生徒につきましても、キャリア教育で目指している力が育成されていること、体験先の選定に当たりましては、生徒の希望や学校の主体性が尊重されるものであり、職場体験のねらいに即し、生徒の学びを充実させていることから、自衛隊を職場体験リストから除外することや自衛隊の職場体験を中止する考えはございません。

◎小泉教育長職務代理者 本市の職場体験であるとか、特に自衛隊での職場体験の状況について理解できました。体験先の決定には、今お話もありましたけれども、生徒の希望であるとか、学校の主体性が尊重されていることや、どの施設であってもねらいに即した体験が行われ、キャリア教育で目指している力が育成されているということが、私自身も分かりました。

◎鈴木教育長 今、小泉委員から意見がありました、ほかの委員はいかがでしょうか。

◎平岩委員 小泉委員がおっしゃったように、私も理解をいたしました。職場体験のリストの中に入れるときに、自衛隊の目的はどのようなものかということ、災害の派遣ということも大変大きな自衛隊の目的としてありますので、それに対しての体験をしてほしいというような市の思いとか、そういったものを伝えながらこのリストアップ、ほかの職場についてもそうなのですが、どういう目的でリストアップしていますというところを明確にしておいていただけるといいなと思います。

◎鈴木教育長 要は職場体験の目的を明確にして伝えてほしいということで、事務局、よろしいですか。

今、各委員からいろいろなお話を伺いましたが、自衛隊での職場体験に反対する意見はなかったように思います。

それでは、これより採決を行います。

請願第1号、「中学校における自衛隊の「職場体験学習」を見直し、中止を求める請願について」を不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、請願第1号は不採択とすることに決しました。

〇令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果・分析について

◎鈴木教育長 次に、日程14、報告第3号、「令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果・分析について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○奥津教育センター所長 それでは、教育センターより、令和6年度小学校・義務教育学校5年生、中学校2年生、義務教育学校8年生を対象に行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市結果について、ご報告いたします。

なお、本結果は、2月中に市のホームページに掲載する予定です。

それでは、カラー印刷の1ページ目の上段をご覧ください。

調査の内容は、そこに示してあります8種目の調査です。下の表には、握力から順に小中別、男女別に記録の平均値とT得点の表記がございます。T得点とは、全国平均値を50とした指標です。種目ごとの結果が分かるように、小学生男子の握力のように、全国平均値を超えているものはT得点を黒字の太字で示し、逆に、全国平均値と比較しT得点で3ポイント以上差があるものには赤字で示しています。

そちらの紙の下段をご覧ください。

今年度の全国の体力の状況でございますが、児童生徒、男女で若干の違いがあるものの、令和5年度との比較では、小学校で低下、中学校では向上しており、小学校、中学校で違いが見られました。

生活習慣については、朝食を毎日食べると回答した児童生徒の割合が、小中学校ともに昨年度に比べ増加しましたが、長期的な推移を見ると、男女ともに毎日食べる割合は減少傾向にあります。

また、睡眠時間は、小中学校ともに増加していますが、スクリーンタイムにおいても、全体的な増加傾向が続いています。国では、引き続き、生活全体を通じた運動機会の確保、良好な生活習慣が形成されるよう、学校・家庭・地域における取組を通じた働きかけを行っていくことが重要であると述べています。

一方、本市の体力合計点の結果は全国同様、小中学校ともに男女でコロナ禍以前の水準には戻っていませんが、小中学校男女で、令和5年度と比較して若干の上昇はあるものの横ばい傾向でした。

項目別で見ますと、小学校男子の握力、長座体前屈、小学校女子の握力、上体起こし、長座体前屈、中学校男女のボール投げで全国平均を上回っております。

一方、小学校女子の反復横跳び、20mシャトルラン、中学校女子の反復横跳び、持久走において、全国平均を3ポイント以上下回っている項目があり、引き続き、敏捷性や全身持久力において課題となっております。

裏面をご覧ください。裏面上段でございます。

次に、児童生徒質問紙調査の体育の授業に関する成果についてでございます。

棒グラフに示してあります、「体育・保健体育の授業で、目標を意識して学習すること」、「できたり、わかったり」することがありますか」及び「体育・保健体育の授業で、友達と助け合ったり、教え合ったりして学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか」の回答において、肯定的な回答をしている児童生徒は全国と同程度または高い傾向にありました。

これは令和5年度の本市結果と比較しても、その傾向は高まっております。このことは、教員が、日頃の授業から目標設定や協働的な学びを意図的に取り入れながら、仲間との関わり合いや学び方の工夫をして授業を実践しているからだと考えられます。

中段をご覧ください。

次に、児童生徒質問紙調査の体力に関する課題についてです。本市のクロス集計の結果では、国と同様に「体力合計点」と「一週間の総合運動時間」及び「体力・運動能力の向上について、自分なりの目標を立てていますか」との関連において、いずれも割合が高い児童生徒ほど、体力合計点が高い傾向にありました。今後も自分なりの目標を持ち、仲間と関わり合って体を動かすことができる環境づくりや、意欲付けが重要であることから、取組の好事例の発信や今年度新設した体育科・保健体育科担当者研修等を通じて、各校の実態に即した取組を充実させてまいります。

下段をご覧ください。

児童生徒質問紙、生活習慣に関する課題でございますが、平日の学習以外でのスクリーンタイムに関する項目において、4時間以上と回答した児童生徒の割合は、小中学校の男女とも全国よりも高い結果となっています。

また、「保健の授業で学習した運動、食事、休養及び睡眠に気をつけた生活を送れていると思いますか」の回答では、肯定的な回答をした児童生徒は、令和5年度と同様に全国より低い割合でした。この課題解決に向けては、体育と保健の授業の関連を一層図るとともに、学校と保護者、地域が連携して、規則正しい生活習慣に向けた取組を進めていくことが大切だと考えます。

最後に、今後に向けてでございます。運動に親しみ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するために、より一層児童生徒自身が自ら進んで運動に親しみたいと思うこと、運動と休養、栄養との関連を考えることができるような取組が重要となっています。

そこで本市では、成長期にある児童生徒が体を動かす楽しみや喜びを体感するとともに、心身の成長や健康の保持増進が図られるよう、次に記載する1から3の取組を推進し、児童生徒の体力運動能力の向上を図ってまいります。

説明は以上でございます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 体力の向上は1日にしてならず、とは思うのですけれども、やはり当然のことながら体育の授業の充実、なおかつその中でねらいをしっかりと持たせるということと、あと特性に触れさせるということがすごく大事だと思うのです。その辺で、授業改善が恐らく行われていると思うのですけれども、具体的にこんなことをやって、

いい成果を得ているよということや好事例の取組があれば教えてください。

○奥津教育センター所長 好事例の取組でございますが、例えば、令和5年度、市内で体育の研究指定を受けておりました小学校において、国の方から表彰を受けた経緯がございます。そういった表彰を受けた内容については、市内全校に情報提供したり、研究・研修等で周知してまいりました。

また、今年度も別の学校において体育の研究を実践しておりまして、子どもたちの体育、体を動かすことへの興味・関心が高まっている現状もあることから、今年度の取組についても研究や研修等において積極的に周知を図っているところでございます。

◎小泉教育長職務代理者 もう1つ大切なのは保護者、子どもたちが帰ってからの活動だと思うのですが、この資料にも保護者、地域が連携してと書かれているのですけれども、その辺の仕組みというか、周知というか、どうなのでしょう。

○奥津教育センター所長 保護者との連携については大切だと認識しております。とりわけ生活習慣の改善については、保護者との連携は欠かせないものと考えております。

昨年9月に市P連の皆様と協力させていただきまして、キャリア教育に係る懇談会を持たせていただきました。その中の課題として、スクリーンタイムの増加であったり、生活習慣の改善等について教育委員会と市P連、そして学校の管理職の皆様を交えた協議会を行ったところでございます。そういった取組を今後も継続してまいりたいと思っています。

◎宇田川委員 今お話し伺いまして、すごく研修であるとか、そういう様々な取組をしていらっしゃるのだということが理解できたのですけれども、例えば、課題として、そのスクリーンタイムが4時間以上と回答した児童生徒の割合が、やはり全国より高かったということであったりとか、あと、やはり保健の授業で学んだことが生活につながっていないということに関して、何故そうなるのかというようなところ、例えば、地域性であったり、あるいは相模原市の教育の何かしらの特性であったり、研修の中でそういったことに関する分析はされているのでしょうか。

○奥津教育センター所長 スクリーンタイムが全国よりも高い割合であることについて、詳細な原因の分析までは至ってございませんが、大変課題であるというのは十分認識してございますので、研修等において、必ずここについては触れるようにしております。

また、授業との連携についてでございますが、授業で1回聞いただけでは児童生徒の心に残るというものなかなか難しいところがありますので、教育委員会の方で資料等を用意させていただいて、生活習慣に係る出前講座を実施したり、その出前講座をきっかけに、

各学校で取組を実践できるように進めているところでございます。

◎宇田川委員 難しいということは分かるのですが、やはりそのところが、なぜそうなるのかということから、しっかり見直していくことから始めないと、なかなか実際のところにつながっていかないかなと。真の意味での児童生徒の成長というところにつなげていくためには、やはり現状の把握というか、そのところも非常に大切なのではないかなと思うので、ぜひ、その辺の分析もしていただいて、対策などを考えていただければありがたいと思います。

◎平岩委員 こういった調査の最終的な目的というのが、子どもたちは心身の健康の保持とか増進とかということで、やはり運動が嫌いな子もいて、ずっと大人になっても嫌いな子もいて、それは悪いことではないのですが、健康を維持しようというために、こういう調査をしているのだと思います。そんな中で、どうしても全国と比べてという数値が報告されるのですが、全国と比べるのではなくて、健康保持、維持するためにはこのぐらいの数字といったもの、相模原市としての目標値をしっかりと定めて、そこに向けてどうするという考え方も必要ではないかと考えます。

○奥津教育センター所長 ご意見ありがとうございます。この数値において、相模原市としての具体的な数値というのは現状定めてはございませんので、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

◎宇田川委員 今の平岩委員の意見を聞き、気になったのですが、過去のものと比較して、相模原市としては全体的に低下している傾向にあるのでしょうか。

○奥津教育センター所長 本市の結果が全て低下傾向にあるというわけではございませんで、全国との差が縮まっているものもございます。具体的に申しますと、生活習慣の朝食の喫食率について、全国よりは現在も低い状況ではあるのですが、年々改善傾向にあるということがございます。あと、全国と比べて高いものについては、先ほどの説明で申しました、友達と協働することの良さであったり、目標を立てて取り組むことに対しては、全国に比べて意識が高く、それも年々増加傾向でございますので、良いところと課題となっているところをしっかりと精査した上で、先ほどご指摘いただいたように数値を明確にし、取組を進めてまいりたいと思います。

◎白石委員 こちらの参考資料の6ページの下段の方に1週間の総運動時間、体育の授業以外の運動やスポーツの時間ということで出ていまして、小学生については、そんなに大きな変化は見られないということですが、中学校においては、特に令和4年から5年、

5年から6年と、全国の平均よりも運動時間が増えたのかと見て取れるのですが、総合体育館、ギオンアリーナ、ほねごりアリーナとか、小学生、中学生が無料になった影響とかも調べてみていただけると。今までよりも小中学生の利用がどのくらい増えたのか、その辺もこういうのにも絡んでくるのかなと思いますので、分析していただけると更に効果が検証できるのではないかと思います。

◎鈴木教育長 この報告を最初に聞いたときに、ああ、時代もやはり変わっているなというのは感じました。昔は、スクリーンタイムなんていうものはなくて、地域の子どもたちで遊びながら運動していました。例えば、鬼ごっことかかくれんぼとか。それが今は、そういうものがなくなって、一人1台タブレットを持ちながら、楽しいことは別にあるみたいな雰囲気になっている気がします。資料にもありますように、運動することは楽しいという、何か少し遊びの要素を入れながら学校の授業というのを工夫していければ、何か気づきがあるのかなという感じがしました。

よろしいですか。この件については報告ですので、ほかになれば終わりたいと思います。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

1月19日、日曜日、第83回相模原駅伝大会がございました。

1月23日には、相模原市地域婦人団体連絡協議会70周年記念式典のほか、指定都市の教育委員会協議会がございました。

2月1日、第49回相模原市公民館のつどい、2月2日、叙勲の祝賀会と相武台公民館の50周年記念式典、2月3日、小学校の学校経営研究会に出席してまいりました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は3月27日、木曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次回の会議は3月27日、木曜日、午後2時からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

（休憩・10：01～10：03）

□相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程 2、議案第 1 号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○農上学校教育部長 議案第 1 号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、本市人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、昇給の基準、初任給調整手当、管理職特別勤務手当並びに特定任期付職員業績手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました別紙の 39 ページ、関係資料 1、改正内容の（3）をご覧くださいと存じます。

今回の意見聴取の対象となります、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

学校事務職給料表につきまして、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告等を勘案し、号給の構成を改め、号給の切替えをするものでございまして、（1）アと同様の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案別紙とは別にお配りいたしました議案第 1 号参考資料、学校事務職給料表をご覧くださいと存じます。

給料表の 3 級から 5 級の網掛けをした部分の号給を削り、4 級につきましては、1 枚おめくりいただきまして右ページにございます 94 号給から 97 号給を追加し、それぞれ諸号の給料月額を引き上げるものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの議案別紙の 39 ページにお戻りいただき、（3）イをご覧くださいと存じます。

管理職員特別勤務手当につきまして、支給の対象となります平日における勤務に係る時間帯を、週休日等に含まれる時間を除く午後 10 時から翌日の午前 5 時までとするものでございまして、（1）エと同様の改正を行うものでございます。

また、2 の施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で、議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりましたので、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「意見なし」の声あり)

◎鈴木教育長 よろしければ、これより採決を行います。

議案第1号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

□相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 次に、日程3、議案第2号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○沖本教育総務室長 議案第2号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、他の地方公共団体の市長等常勤の特別職の給与等を勘案し、市長等常勤の特別職の給料月額に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

資料の2枚目、別紙の裏面をご覧ください。

改正の内容といたしましては、教育長の給料月額を現行の80万4,000円から7万2,000円引き下げ、73万2,000円とするものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

ただし経過措置としまして、教育長の給料月額については令和7年9月末日まで、現在の80万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「意見なし」の声あり)

◎鈴木教育長 質疑ございませんので、これより採決を行います。

議案第2号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

について」は、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

□相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 次に、日程4、議案第3号、「相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○齋藤スポーツ・文化担当部長 議案第3号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、学校体育施設等開放事業において、屋内運動場の空調設備を供用する学校の追加に伴う附属設備の使用料に係る規定の改正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

別紙の3ページ、相模原市立学校体育施設使用料条例の改正の概要をご覧ください。

1、改正の内容、附属設備の使用料に係る規定の改正(第1条及び第2条関係)についてでございますが、次に掲げる学校の屋内運動場の空調設備の使用料について、1時間につき950円とするものでございます。

学校については、(1)、(2)に記載されたとおりでございます。

2の施行期日でございますが、1の(1)に係る規定は、令和7年5月1日、1の(2)に係る規定は、令和8年5月1日でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 追加ということですので、使用料を徴収する校数が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 空調施設の利用につきましては、本年度から開始いたしまして、本年度は6校で開始をしたところでございます。こちらの6校に加えまして、追加の学校を提案するものでございます。

◎小泉教育長職務代理者 使用料については、950円に変更はないということではよろしいでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 変更はございません。

◎鈴木教育長 この（１）と（２）についてですが、（１）が昨年空調設備を整備した６校で、（２）が令和７年度に整備する１０校なのですけれども。現在既に供用を開始している学校が６校ありまして、（１）、（２）と合わせると２２校となります。相模原の２２地区に必ず１か所は空調がついた屋内運動場があるということで。この２２の学校については、空調の熱源がプロパンガスを使っているので、使用料は今ついている学校と同じ取り扱いをしていきたいと。ただ、今後、教育委員会で更なる空調設備の整備を進める際に、熱源というのは、今いろいろ検討していますので、また、場合によっては変更はあるかもしれません。ということでいいですね。よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第３号、「相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第３号は可決されました。

□相模原市学校給食費調整基金条例について

□相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 次に、日程５、議案第４号、「相模原市学校給食費調整基金条例について」、日程６、議案第５号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

それでは事務局より説明をお願いします。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第４号及び議案第５号につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第４号、相模原市学校給食費調整基金条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において、市が実施する学校給食に係る学校給食用物資の調達の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

条例の内容につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

恐れ入りますが別紙の1ページをご覧ください。

それでは、第1条から順にご説明申し上げます。

第1条は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において、市が実施する学校給食に係る学校給食用物資の調達の財源とするため、相模原市学校給食費調整基金を設置するものです。

第2条は、基金として積み立てる額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とするもので、第3条は、基金に属する現金の管理について、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものです。

また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとするものです。

第4条は、収益の処理について、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとするものです。

第5条は、基金の処分について、学校給食用物資の調達に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものです。

第6条は、繰替運用について、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運営することができるとするものです。

2ページをご覧ください。

第7条は、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるとするものです。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日とするものです。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号、相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び食料品価格等の物価高騰への対応を図るため、学校給食費の徴収に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

改正の内容につきましては、別紙の2ページ、関係資料によりご説明申し上げます。

1の改正の内容ですが、学校給食費の徴収に係る規定の改正につきましては、（1）といたしまして、小学校入学により一時的に経済的負担が大きくなる子育て世帯を支援するため、相模原市立小学校及び義務教育学校の第1学年の児童の学校給食費について、徴収

しないこととするものです。

(2) といたしまして、学校給食費の上限額につきましては、現行では、規則で定める実際の徴収額と同額としていますが、今回の改定では今後の物価高騰に柔軟に対応できるように暫定経費の食材費の物価上昇分を見込んだ額とすることとし、表のとおり、小学校及び義務教育学校の前期課程については、年額5万600円から6万3,800円に、中学校及び義務教育学校の後期課程については、年額5万8,300円から8万300円に改定するものです。

2の施行期日等の(1)施行期日につきましては、令和7年9月1日とするものですが、1(1)の小学校1年生の学校給食費の無償化に係る規定につきましては、同年4月1日から施行するものです。

(2)の経過措置につきましては、1(2)の学校給食費の上限額改定に係る規定は、令和7年9月1日より実施される学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に実施された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例によることとするものです。

以上で、議案第4号及び第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

本市は公会計でやっているの、給食費の保護者負担する上限額を引き上げるというのがまず1個。ただ、子育て世帯の経済的負担という観点でいろいろ調べると、小学校1年生のところが一番負担が多いということで、そこは給食費を無償化します。

◎白石委員 上限額をそれぞれ改定で上げるということですが、それぞれの6万3,800円、また8万300円の額をどのように積算をして設定されたのか、教えてください。

○高尾学校給食課長 このたびの学校給食費の改定の考え方でございますけれども、最新の食材の価格の状況ですとか、現行の学校給食費を設定したのが令和2年度ということでございますので、昨年度までの消費者物価指数の上昇の実績、そういったものを踏まえまして、令和10年度までの想定単価を算出したものでございます。また、主食となりますのはパンですとか、お米、あと牛乳につきましては実績を元に上昇率を見込んで、この金額としたものでございます。

◎平岩委員 1年生を無償にして上限金額を上げるということで、1年生を無償にしないで、その状況を抑えるとかそういうことはなかったのでしょうか。

○高尾学校給食課長 学校給食費が学校給食法に基づきまして食材費相当額、給食に必要な食材費の金額を給食費として保護者から徴収をするということが、法に定める原則となつてございます。食材費相当額としての給食費につきましては、個々の上昇を見込んで、そのとおりといたしますか、食材費を給食費とさせていただくということで決定してございまして、そこの部分につきましては小学校1年生の負担軽減というものは別のもので、最も負担が大きい、入学に伴いまして経済的な負担が大きくなる子育て世帯への支援という形で決定をさせていただいたものでございます。

○河崎教育局長 1点補足になりますけれども、まず、今回の提案としては条例を改正いたしまして、小学校1年生、義務教育学校1年生の給食費については無償化をさせていただきたいというものでございます。

また、食材費の高騰等を踏まえて、3年間物価上昇等を見据えた中で上限額の引き上げの改定を、今回条例改正としてはさせていただきますが、予算として、令和7年度につきましては国の交付金、物価高騰対策での交付金というのも市の方に交付されますので、その資金を活用して、物価高騰分については公費負担という形で、値上げは結果的にはしない形の予算を編成しております。平岩委員のご指摘のとおり、小1を無償化する、なおかつ条例は上限額を引き上げますが、結果的に規則で定める徴収額につきましては、令和6年度と同額の給食の食材費を学校給食費として徴収するというような形にさせていただいています。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第4号、「相模原市学校給食費調整基金条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・10:28～10:35)

☐令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第7号）について

☐令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第8号）について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程7、議案第6号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第7号）について」、日程8、議案第7号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第8号）について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明をお願いします。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第6号及び議案第7号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

はじめに、議案第6号、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第7号）につきまして、ご説明いたします。

議案第6号別紙、令和6年度相模原市一般会計補正予算（第7号）教育委員会所掌分の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為を追加するものです。

城山学校給食センター空調設備整備事業につきましては、給食調理員の暑さ対策として、城山学校給食センターの洗浄室に設置する空調設備のリース契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

小学校教材等整備事業につきましては、使用期間が比較的短く、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない学用品を令和7年度に公費で購入するに当たり、発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

校外活動費・事業運営費につきましては、令和7年度に実施する演劇教室について、会場運営等の委託に係る契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

その他整備事業につきましては、令和7年度に実施予定である小中学校の特別教室への空調設備設置等について、発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定す

るものです。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正で（第8号）につきまして、ご説明いたします。

議案第7号別紙、令和6年度相模原市一般会計補正予算（第8号）教育委員会所掌分の8ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明いたします。

款50教育費につきましては、補正前の歳出予算額563億2,066万円から12億4,667万円を減額し、計550億7,399万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明いたします。

なお、事務事業の完了及び事業費の確定等による減額については、説明を割愛させていただきます。

款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費、説明欄3、岩本育英奨学基金積立金につきましては、相模原市岩本育英奨学基金への寄附金を同基金へ積み立てるため増額するものです。

説明欄4、学校給食費調整基金積立金につきましては、学校給食に係る食材等の調達に要する費用の財源を同基金へ積み立てるため計上するものです。

説明欄5、退職手当調整基金積立金につきましては、定年の段階的な引き上げに伴い、隔年で生じる定年退職者に対する退職手当の財源を同基金へ積み立てるため計上するものです。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 議案第6号の小学校教材等整備事業で、使用期限が比較的短く、家庭に帰って使用する機会が少ない学用品とありますが、具体的にはどんなものがあるのでしょうか。

○宮澤学務課長 具体的には、小学校1年生のときに使います算数ブロック、数を数えるブロックでございます。

◎小泉教育長職務代理者 ということは、新入生全員に行き渡るような規模の予算というこ

とでよろしいでしょうか。

○宮澤学務課長 全ての児童が同時に使うわけではございませんので、クラス数ですとかそういういったところを勘案しております。

◎白石委員 議案第7号の9ページの教育指導費の中に、特別支援教育事業の(2)学校サポーター事業で減額補正が420万となっていますけれども、執行がなかった部分だと思うのですが、当初予算の積算は幾らぐらいになっていましたでしょうか。

○三谷学校教育課長 学校サポーターは当初840万円と計画しておりました。学校サポーターですけれども、週に2回、4,000円、35週で30人だということで積算をしておったところですが、実際に勤務していただいた方は週に1回のみですとか、そういうことが多かったため予算の補正をかけているところでございます。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それではこれより採決を行います。

議案第6号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

議案第7号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)について」は原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

□令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

◎鈴木教育長 次に、日程9、議案第8号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第8号について、ご説明いたします。

本議案は、令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

議案第8号別紙、令和7年度相模原市一般会計予算教育委員会所掌分の18ページを開きください。

はじめに、款５０教育費全体の予算額は６１０億３８２万円で、前年度予算額との比較では５１億３，９４６万円、９．２％の増加でございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の主なものについて、ご説明いたします。

なお、令和７年度予算における主な政策につきましては、お手元の議案第８号関係資料、令和７年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算主な政策について、に記載していますので、併せてご参照ください

款５０教育費、項５教育総務費、目１０事務局費につきましては８２億４，５４５万円を計上するものです。

説明欄１５、学校給食費管理事業につきましては、学校給食費の適切な徴収及び管理を行うとともに、市立小学校及び義務教育学校の１年生の学校給食費を無償化するほか、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、食材費の一部を支援するものです。

説明欄１８、スタディクーポン事業につきましては、家庭の経済状況に左右されず、自身が望む学校に進学できるよう、低所得者世帯の中学校３年生及び義務教育学校９年生の学習塾代等を支援するものです。

２０ページをご覧ください。

目１５教育指導費につきましては、８億５，８０１万円を計上するものです。

説明欄４、創意ある教育活動事業、（４）コミュニティ・スクール推進事業につきましては、地域とともにある学校の実現に向け、コミュニティ・スクールを拡充し、地域と連携・協働した教育を一層進めるものです。

２２ページをご覧ください。

目２５青少年相談センター費につきましては、１億５８６万円を計上するものです。

説明欄１、青少年・教育相談事業、（１）青少年・教育相談事業につきましては、不登校の未然防止及び早期対応の強化を図るため、スクールソーシャルワーカーの増員や教育相談システムの導入を行うものです。

説明欄８、フリースクール等利用児童・生徒支援事業につきましては、不登校児童生徒の学校外での居場所、学びの場を確保できるよう、フリースクール等に通所するための費用を支援するものです。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 続きまして、２４ページをご覧ください。関係資料につきましては７ページ以降をご参照ください。

項１０小学校費、目５学校管理費につきましては２１５億６，４３９万円を計上するものです。

説明欄３、学童通学安全経費につきましては、登下校時における見守り体制の充実を図るため、スクールガード・リーダーの増員を行うものです。

説明欄８、小学校教材等整備事業、（２）教材等整備費（債務負担行為）につきましては、保護者の負担軽減を図るため、使用期間が比較的短く、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない学用品の一部を学校の物品として購入するものです。

説明欄１０、校外活動費、（１）校外活動費につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、修学旅行費の一部を支援するものです。

説明欄１１、学校情報教育推進事業につきましては、ＧＩＧＡスクール構想により整備したタブレットＰＣの更新やネットワーク環境の見直し等を行うものです。

２６ページをご覧ください。

目２０学校建設費につきましては、５９億２，７８９万円を計上するものです。

説明欄１、小学校校舎改造事業、（１）小学校校舎改造事業（債務負担行為）につきましては、市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の改造工事を実施するものです。

説明欄２、小学校校舎等整備事業（４）空調設備整備事業（債務負担行為）につきましては、熱中症対策などの教育環境の改善や災害時の避難所の機能向上などを図るため、学校体育館へ空調設備を整備するものです。

項１５中学校費、目５学校管理費につきましては、１１７億９，９４６万円を計上するものです。

説明欄９、校外活動費、（１）校外活動費につきましては、小学校費と同様、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、修学旅行費の一部を支援するものです。

説明欄１０、学校情報教育推進事業につきましては、小学校費と同様、ＧＩＧＡスクール構想により整備したタブレットＰＣの更新やネットワーク環境の見直し等を行うものです。

２８ページをご覧ください

目２０学校建設費につきましては、４０億３，５８３万円を計上するものです。

説明欄１、中学校校舎改造事業、（１）中学校校舎改造事業（債務負担行為）につきましては、小学校費と同様、市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の改造工事を実施する

ものです。

説明欄 2、中学校校舎等整備事業、（5）空調設備整備事業（債務負担行為）につきましては、小学校費と同様、熱中症対策などの教育環境の改善や災害時の避難所の機能向上などを図るため、学校体育館に空調設備を整備するものです。

（6）その他整備事業につきましては、校舎等における照明のLED化などのほか、不審者の学校侵入防止対策を図るため、中学校校舎に防犯カメラを設置するものです。

○鈴木生涯学習部長 続きまして、30ページをご覧ください。関係資料につきましては、13ページ以降をご参照ください。

下段の項 20 社会教育費、目 5 社会教育総務費につきましては20億3,139万円を計上するものです。

説明欄 4、地域学校協働活動推進事業につきましては、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指すため、地域学校協働活動推進員の配置などを行うものです。

32ページをご覧ください。

目 25 公民館費につきましては4億5,430万円を計上するものです。

説明欄 6、公民館整備事業、（1）公民館整備事業につきましては、大野台公民館の空調設備について更新工事を実施するものです。

36ページをご覧ください。

目 45 博物館費につきましては6億3,673万円を計上するものです。

説明欄 2、施設運営費、（3）展示・教育普及事業経費につきましては、開館30周年を記念した企画展等を開催するとともに、多方面の分野にわたり、年間を通して講座・教室等の教育普及事業を実施するものです。

次に、関連する主な歳入について、ご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

款 50 使用料及び手数料、項 5 使用料、目 45 教育使用料、節 5 財産使用料から、70 公民館使用料までにつきましては、それぞれの施設等の使用料を見込むものです。

下段の款 55 国庫支出金、項 5 国庫負担金、目 15 教育費国庫負担金につきましては、小中学校等に勤務する教職員の人件費に対する義務教育費国庫負担金を見込むものです。

6ページをご覧ください。

項 10 国庫補助金、目 45 教育費国庫補助金、節 3 教育総務費補助金から節 50 社会教

育費補助金までにつきましては、事業等に対する補助金を見込むものです。

12ページをご覧ください。

款85諸収入、項25雑入、目15雑入、節60教育総務費雑入から節75雑入までにつきましては、諸収入として見込むものです。

14ページをご覧ください。

款90市債、項5市債、目40教育債、節2教育施設整備債から節45青少年相談センター整備債までにつきましては、市債として見込むものです。

次に、債務負担行為について、ご説明いたします。

1ページにお戻りください。

プラネタリウム操作等委託につきましては、プラネタリウム機器の操作等業務委託を行うため、令和10年度までの債務負担行為を設定するものです。

次に、地方債についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

教育債につきましては、教育施設整備費から青少年相談センター整備費までのそれぞれの事業に係る財源として計上するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 予算全体を見ると、かなりアップしたということで、子育てするなら相模原というのが体現されつつあるなと感じるのですけれども、予算全体としての何か、ここに力を入れたとか、こういう方針でとか、何かそんな特色等があったら教えてください。

○河崎教育局長 まず予算編成に当たりましては、教育委員会教育局だけでなく、こども・若者未来局とも調整し、様々な事業を出し合った中で何に重点を置くのか、例えば、子育てするなら相模原、物価高騰対策についても、それぞれのところが事業を出し合った中で、予算計上をさせていただいたというところが1つ、これまでとは違ったところがあると思っています。

そういった中で、市の一般財源、あと国の交付金、こういったところも活用をしながら物価高騰対策、子育て支援策全般、それと教育を受けるなら相模原の具現化に向けた施策

というところを抽出させていただきました。

また、誰一人取り残さないさがみはら教育というところを進める中では、不登校児童生徒への支援ということで、これは県の補助金も活用した中で、フリースクール等に通所する児童生徒への支援ですとか、あと所得が低い世帯の中学校3年生に対するスタディクーポン事業など、そういったところのきめ細かな配慮というのを考えた中で対応させていただきました。

先ほど、小泉委員からもご質問のあった算数ブロックなどにつきましても、金額だけではなく、保護者の方が、1つひとつのブロックに子どものお名前を入れるという、全部貼るのですけれども、そういった保護者の負担というのを、金額だけではなくて手間暇というところも考えた中で、それぞれの担当課が創意工夫、また実際に子育てを現にしている親御さんからの意見を聞いた中で、施策を抽出して、今回の予算編成をさせていただいたということが1つの特徴かと思っています。

◎小泉教育長職務代理者 大変前向きな予算編成ということで期待しておりますので、ぜひ、その実現に向けて、更なる努力をお願いしたいと思います。

◎白石委員 これも説明もあったかもしれませんが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向けて、今後の方向性、令和7年度の取組について、どのようなことを考えているのか教えていただけますでしょうか。

○三谷学校教育課長 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の今後の方向性ですが、まず、これまで実施してきましたモデル事業による効果、成果等を踏まえまして、コミュニティ・スクールを令和7年度から段階的に全校で導入し、また、地域学校協働活動推進員についてもコミュニティ・スクールを設置した1年後を目途に、段階的に配置していくということでございます。

令和7年度ですけれども、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員の拡充のために、学校への意向確認や学校地域等への事業周知、導入に向けた支援等に取り組むとともに、実施校への支援も行っています。引き続き、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校、家庭、地域が連携・協働して自立的、継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指してまいります。

◎白石委員 いずれにしても、これは学校だけでできるものでもありませんし、地域だけでできるものでもないのです。例えば、公民館長をはじめ、何のためにこういうものをやろうとしているのか、同じイメージ図を描けてないと、新たな仕事を増やされたということに

なってしまっただけは意味がないので。ぜひ、その辺のどういう学校づくり、地域の中の学校としていきたいのか、また、そのためにこういうことをしていくことが必要なのでこういう活動していくのだというところが、双方同じ理念と想いを共有した中で、ぜひ進めていただきたいと思います。

◎平岩委員 感想になってしまうかもしれないのですが、全体に予算が増えたのは大変にすばらしいと思いました。老朽化の対応だとか、それから空調設備だとか、そういったところにやはりかなりお金がかかるのだということを、説明を聞いて思いました。

そんな中で、青少年相談センター費ということで、不登校の子どもたちに対する対応する予算をしっかりと、「新」というマークもついていますけれども、相談指導教室支援事業やフリースクール等の利用児童・生徒支援事業にしっかりと予算を乗せていただいたのは、ありがたく思います。

◎鈴木教育長 平岩委員から今お話いただきましたけれども、先日、私も不登校のお子さんがいる保護者とお話をさせていただいて、お子さんは学校に戻そうとする感じがあるのを嫌がっている、という話もいただいているので、なかなかここは難しいなど。校内登校支援教室も結局は教員がいるので、出てこられるようになったら教室に行けるかなと、その言葉が子どもにとって嫌だという話も聞いたので、フリースクールも居場所になってもいいし、学校に行かないのだったら様々な選択肢がある中で、やはり社会とつながっていただきたいという形で、こういう予算を編成したということです。

◎宇田川委員 私も実際、不登校の方、親御さんなんかの話を聞きまして、やはり居場所としてフリースクールという選択肢があっても、なかなか経済的な面で行かせることができないのだとお話を聞いたことがあるので、こういった形で予算に計上されたということで、社会とのつながり、つなげていけるというところではすばらしいというか、本当に前進している感じがいたします。

◎鈴木教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第8号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を原案どおりとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

また、ここで暫時休憩いたします。なお再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

□相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について

□相模原市立小中学校等公文書管理規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程10、議案第9号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について」、日程11、議案第10号、「相模原市立小中学校等公文書管理規則の一部を改正する規則について」は、関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○沖本教育総務室長 議案第9号及び議案第10号について、併せてご説明申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会事務局の組織改編に伴う規定の改正その他所要の改正と、小中学校等における統合文書管理システムの導入に伴う規定の改正をいたしたく、提案するものでございます。

教育委員会事務局の組織改編に係る規定の改正について、議案第9号関係資料1をご覧くださいと存じます。

1の趣旨でございますが、特別な支援を要する児童生徒や不登校児童生徒の増加、教育DXの推進、教職員の働き方改革やコンプライアンス推進等、直面する様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、実効性・機動性ある組織体制への改編に伴う規定を改正するものでございます。

主な改編内容については、教育総務室を教育総務課に名称変更し、課内室として働き方改革推進室を設置、教育支援担当部長を設置し、支援教育課を設置するほか、青少年相談センターを教育相談課に改組、また、学校給食・規模適正化担当部長を廃止し、学校保健課、学校施設課を含め、教育環境部を設置します。教職員人事課と教職員給与厚生課を統合し、教職員課を設置し、資料の裏面になりますけれども、教育センターから分課し教育DX推進課を設置します。また、文化財保護課を文化財課に名称を変更するものでございます。

3のその他の軽微な改正に記載の改正も含めまして、4の改正する規則としましては、(1)から(5)のそれぞれの規則となっております。なお、(5)の相模原市立小中学校等公文書管理規則につきましては、組織改編に伴う改正に加え、他の改正がございますので、

次の議案第10号でご提案をさせていただきます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日とするものでございます。

続きまして議案第10号について、議案第10号の裏面、議案第10号関係資料をご覧くださいと存じます。

1の趣旨でございますが、小中学校等において、ネットワーク統合により現行の文書管理機能を含むシステムが廃止されることから、市長事務部局等及び教育委員会事務局で利用している統合文書管理システムを令和7年4月から導入することに伴い、規定の改正を行うものでございます。

2の改正する規則は相模原市立小中学校等公文書管理規則でございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日とするものでございます。

以上で議案第9号及び議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 今回は例年に比べてかなり大きな組織改編なのかなと思います。非常に今の課題に対応した組織づくりに近づいてきているような気もするのですけれども、大きく変わった部分の経緯というか思いというか、その辺があれば教えていただけますでしょうか。

○河崎教育局長 まず、市全体の方向性といったしまして、総務室という室が他部局でも健康福祉総務室、都市建設総務室というものがございしますが、まず課と同等の総務室は市全体として廃止するというところの方向、基本的な考え方が1点ございます。あともう1つは、学校給食・規模適正化担当部長といった担当部長を各局いろんなところで配置をさせていただいているところですが、その業務が経常的に行われるというところにつきましては、担当部長ではなくて、また以前のように担当がつかない部長を設置するということが全庁的な基本的な考え方でございますので、教育環境部ということで、前の組織改編で大きく変わったところに戻るといったかたちとなっております。ただ一方で、教育委員会におきましては、やはり不登校対策、あとは児童生徒数が減っている中でも特別支援教室が増えているという、そういった喫緊の課題がございますので、担当部長を置いて、目標年次を定めているわけではないですが、喫緊の課題に対応していこうということ、また、組織も細分化し、特化して課題に対応していこうという、そういったところで、今回教育委員会事務局として組織改編をさせていただきました。

◎白石委員 もう1つ、議案第10号で、要は学校文書管理システムが公文書管理システムに変わるということで、先生方はシステムが変わることに対して使い方とか、その辺の混乱とかは大丈夫かなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○沖本教育総務室長 今まさに教員の方、それから学校事務職の方に対しまして、研修を行っているところです。実際の使い方ですとか、あとは今後動画を作成しまして、オンデマンドという形で各学校の方で、使い方をその都度確認ができるような内容を考えております。校長会等も含めまして、全体に行き渡るような形で説明をしていきたいと考えております。

◎小泉教育長職務代理者 どの程度変わるのでしょうか。

○沖本教育総務室長 大きなところでは、今まではe-ネットSAGAMIという文書管理機能を含むシステムがございましたが、こちらが3月いっぱい使用ができなくなります。そのため、新たな統合文書管理システムの中で決裁の管理を行ったり、あとはメールがOutlook、そういったメールシステムに移行するような形となります。

◎宇田川委員 その教育委員会の組織が変わるということで、より課題に特化した形になっているのだろうなというところでは期待はしているのですが、これは余計な心配かもしれないのですけれども、特化した形に変わったときに、働き方改革にも関わってくると思うのですけれども、職員の人数は足りるのでしょうか。結局人員が少なくて、一人ひとりの負担が多くなってしまいうことがないような充実した人員の数は配置できるのでしょうか。

○沖本教育総務室長 令和7年度から市全体の定数管理計画というものが見直しされます。その中で、教育関係についても特に重点的に行う事業の内容について、増員がされる予定となっております。7年度についても、全部ではありませんが、増員が見込まれております。

◎平岩委員 不登校支援企画班とか、しっかりとその言葉が出てくることで、対応してくれるのだなと、よく分かるような気がいたします。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第9号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第 9 号は可決されました。

次に、議案第 10 号、「相模原市立小中学校等公文書管理規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第 10 号は可決されました。

また、ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・11:21～11:22)

□相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午前 11 時 50 分 閉会